

海外サプライチェーン多元化支援事業

第七回公募 公募要領

2023年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

（海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局）

(目 次)

<u>海外サプライチェーン多元化支援事業について</u>	2
<u>1. 事業の目的</u>	3
<u>2. 補助対象事業者</u>	3
<u>3. 補助対象事業の概要</u>	6
<u>4. 事業のスキーム</u>	9
<u>5. 公募期間・応募手続等</u>	10
<u>6. 補助対象経費</u>	13
<u>7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）</u>	14
<u>8. 審査基準</u>	15

海外サプライチェーン多元化支援事業について

- ・ 経済産業省の令和2年度第1次補正予算の海外サプライチェーン多元化等支援事業として、第一回から第三回までの公募を実施し81件、令和2年度第3次補正予算の海外サプライチェーン多元化支援事業として、第四回から第六回までの公募を実施し28件を採択いたしました。今回、第六回の公募に続き、第七回の公募を行うものです。
- ・ 両補正予算の事務局をそれぞれ日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局より受託し、日本貿易振興機構（ジェトロ）が公募を行っております。
- ・ 今回の第七回公募においては、応募要件など第六回公募と同様ですが、本公募要領の内容をよく確認の上、応募してください。
- ・ 本事業は、「海外サプライチェーン多元化支援事業（第七回）設備導入補助型交付規程」に基づいて実施いたします。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付規程」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正かつ迅速に行っていただくようお願いします。

1. 事業の目的

- ・本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靭化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。

〈本公募要領における定義〉

「補助対象事業者」：補助申請に当たっての要件を満たす法人

「補助申請者」：事業への申請を行った法人

「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける法人

「事業実施法人」：補助対象事業者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす民間事業者及び団体とします。

なお、申請は1事業者につき1案件のみとします。また、完全親会社、完全子会社の関係（発行済み株式の100%を保有、保有されている関係）にある事業者からの申請は1案件のみとします。

- (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）。

なお、事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合（下記例のような場合）には、複数事業者での共同申請を認めます。

（例）

・設備投資機能、生産企画機能、生産機能、物流機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能又は物流機能を子会社に委譲している場合等）

・リース会社を利用する場合（下記参照）

※ 設備取得においてリース会社を利用する場合

設備取得においてリース会社を利用する場合は、幹事会社がリース会社ではないケースに限ります。また、設置事業者とリース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を、交付契約通知書受領時から事業実施期限までの間に、確認させていただきます。また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。割賦契約はリースには含まれません。なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物取得費は本補助金の対象とはなりません。

また、本事業は大企業、中小企業ともに対象としておりますが、本要領における中小企業は以下のとおりです。

ア 【中小企業（組合関連以外）】

- ・中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金/出資 総額	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人以下
小売業	5,000万円 以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円 以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※ 1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 1 資本金及び従業員数がともに上記表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く。)

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※ 2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

イ 【中小企業（組合関連）】

- ・下表にある組合等
- ・下表にない組合や医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{*1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{*3}
技術研究組合
(直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※ 1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 4 なお、財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）については、本事業の対象としますが、中小企業基本法に基づく中小企業には該当しません。

3. 補助対象事業の概要

【設備導入補助型】

項目	要件												
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靭化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業												
補助金交付希望額	1 億円～15 億円 ※補助金の交付を希望する額の下限と上限であり、補助対象経費の総額ではありませんのでご留意下さい。												
補助率	<p>以下の企業規模ごと（大企業、中小企業^{※1}）の補助対象経費別の補助率（以下、参照）に、補助率調整指数^{※2}（20%～100%）を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率が決定されます。従って、補助率調整指数や提案内容の審査結果により、申請時に想定していた補助金額交付希望額より採択決定額が下がることがありますので、ご注意ください。</p> <p>○企業規模別の補助率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業については、 補助対象経費のうち、 <table> <tr> <td>5 億円以下の部分について</td> <td>: 1／2 以内</td> </tr> <tr> <td>5 億円より大きく 15 億円以下の部分について</td> <td>: 1／3 以内</td> </tr> <tr> <td>15 億円より大きい部分について</td> <td>: 1／4 以内</td> </tr> </table> 例: 大企業が補助対象経費 20 億円の申請をし、補助率調整指数として 60% の適用がなされた場合の補助金額 $\{5 \text{ 億円} \times 1/2 + (15 \text{ 億円}-5 \text{ 億円}) \times 1/3 + (20 \text{ 億円}-15 \text{ 億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約 } 4.3 \text{ 億円}$ ・中小企業については、 補助対象経費のうち、 <table> <tr> <td>5 億円以下の部分について</td> <td>: 2／3 以内</td> </tr> <tr> <td>5 億円より大きく 15 儑円以下の部分について</td> <td>: 1／2 以内</td> </tr> <tr> <td>15 億円より大きい部分について</td> <td>: 1／4 以内</td> </tr> </table> 例: 中小企業が補助対象経費 20 億円の申請をし、補助率調整指数として 60% の適用がなされた場合の補助金額 $\{5 \text{ 億円} \times 2/3 + (15 \text{ 億円}-5 \text{ 億円}) \times 1/2 + (20 \text{ 億円}-15 \text{ 億円}) \times 1/4\} \times 0.6 = \text{約 } 5.8 \text{ 億円}$ 	5 億円以下の部分について	: 1／2 以内	5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1／3 以内	15 億円より大きい部分について	: 1／4 以内	5 億円以下の部分について	: 2／3 以内	5 億円より大きく 15 儑円以下の部分について	: 1／2 以内	15 億円より大きい部分について	: 1／4 以内
5 億円以下の部分について	: 1／2 以内												
5 億円より大きく 15 億円以下の部分について	: 1／3 以内												
15 億円より大きい部分について	: 1／4 以内												
5 億円以下の部分について	: 2／3 以内												
5 億円より大きく 15 儑円以下の部分について	: 1／2 以内												
15 億円より大きい部分について	: 1／4 以内												
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要な経費を対象とします。 (なお既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない製造設備に係る経費は対象外となります)												

※ 1 交付契約締結後に中小企業の定義からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。

※ 2 補助率調整指数については、「8. 審査基準」を参照ください。

※ 3 共同申請の場合、企業規模別の補助率は、以下のように適用されます。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業と大企業のリース会社との共同申請	中小企業
中小企業と中小企業の共同申請	中小企業

【補助事業の要件】

補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることが必要となります。

- 事業目的に合致し、日 ASEAN サプライチェーン強靭化に貢献する事業であること。なお、ASEAN 以外の国における事業であっても、ASEAN 域内での生産に貢献する等、日 ASEAN のサプライチェーンの強靭化に資する案件は支援対象とする。
- ASEAN等における事業実施法人（海外子会社^{※1}または海外孫会社^{※2}）による事業計画であること。

※1 海外子会社：日本側出資比率10%以上

※2 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

- 製造する製品・部素材が以下に該当する又は以下に該当する製品・部素材のサプライチェーンに属するなど、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであること（2. については記載された製品のみが対象）。

1. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材
-半導体関連、自動車関連部品、航空機関連部品、機能性素材、金属部素材、ディスプレイ、高効率ガスタービン部品、定置用蓄電池 等

2. 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材

-ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋

- 製造する製品・部素材の海外生産割合が50%以上であること、また、一国への集中度が15%以上であること。

※ なお、これらの算出方法、根拠となるデータ（各種統計・業界データ・調査報告等）を申請書類に必ず添付してください。

- 既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資（更新投資）でないこと。
- 本事業が、製造する製品・部素材の国際的な生産集中度及び自社における生産集中度の低減をもたらすこと。
- 本事業が、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものではないこと。
- 応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、工場等の実施場所を有していること。

※応募申請時点で「製造設備の増設のための工場を建設中である場合や未建設で存在しない場合」は対象外となります。

- 以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。

—当該補助申請対象事業は、令和2年12月8日（「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の閣議決定日）より前に对外発表もしくは事業開始したものでないこと。

—2026年3月31日までに、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了し、生産拠点において生産及び出荷を開始する計画となっていること。但し、補助交付契約者の責めに帰さない理由によりこの期限を越えて本補助事業を実施せざるを得ない場合等特段の事由がある場合は、ジェトロと協議の上、事業の延長の可否について決定するものとする。

—事業規模等に適した実施体制が組まれていること。

—事業の遂行を行うことができる財務状況にあること、または資金調達力を有すること。

- 申請時点で、ジェトロが求める以下のフォローアップ事項及び補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還に同意すること。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。

<フォローアップ事項>

当該事業による日 ASEAN サプライチェーン強靭化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国等）
を事業終了後から 3 年間継続して確認を行います。

<補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還>

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

- ・以下に該当しない事業であること。採択後であっても該当すると判断された場合は交付契約の取消事由となります。

一本事業の趣旨にそぐわない事業

一事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業

一公序良俗に反する事業

一公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

一補助金交付希望額が 1 億円に満たない事業

一複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合

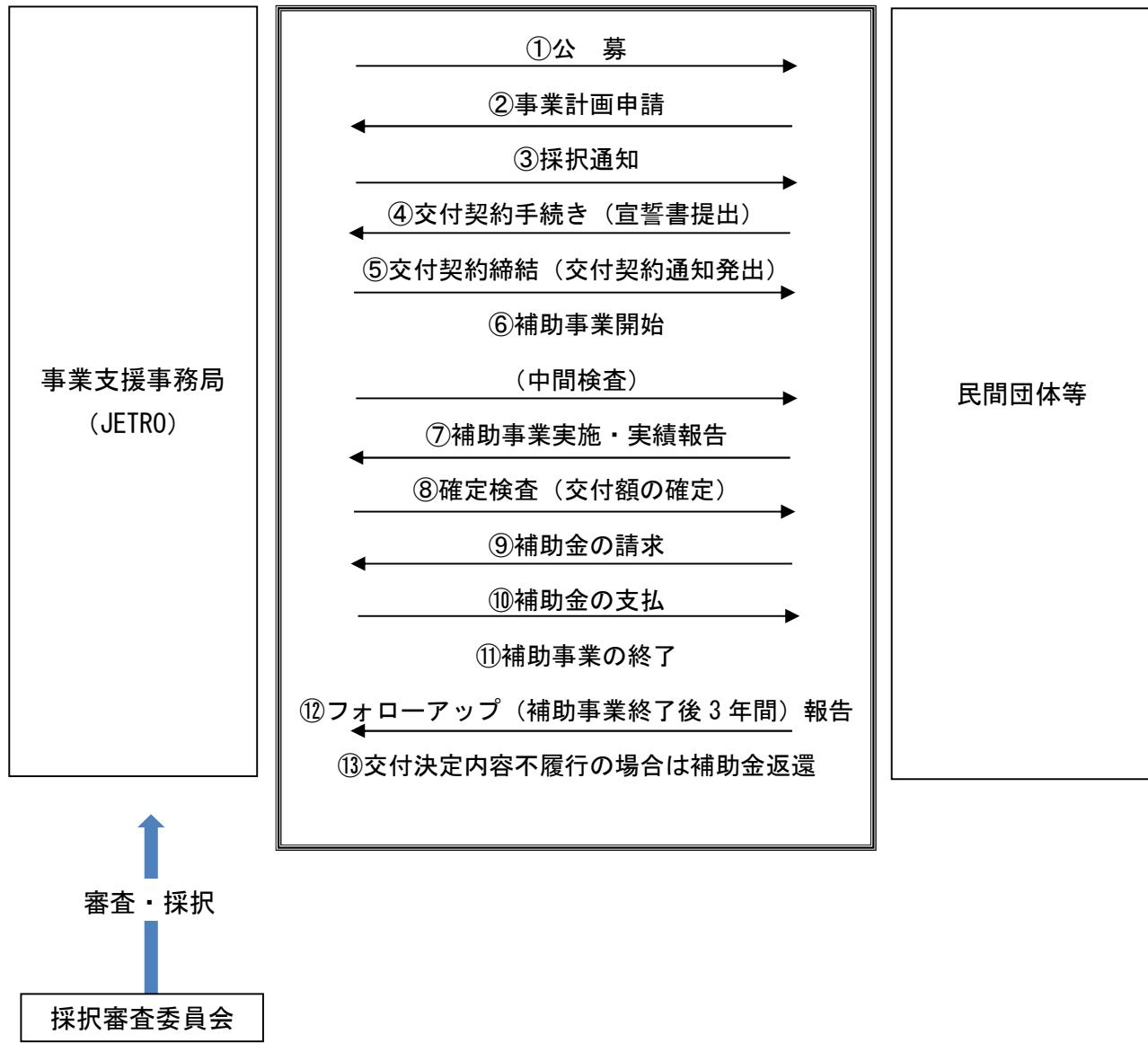
一テーマや事業内容から判断し、過去又は現在において、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業

一他の民間団体等と同一若しくは極めて類似した内容の案件

※他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。

一その他申請要件を満たさない事業

4. 事業のスキーム



5. 公募期間・応募手続等

(1) 公募期間

- 第七回公募開始：令和5年2月13日（月）
 - 第七回公募締切：令和5年4月14日（金）17時必着
 - 第七回公募採択発表：令和5年6月下旬を予定（予定変更の場合があります。）。
- ※ 十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続が滞る可能性があります。特に締切間際は多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。時間には十分な余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

(2) 申請方法

公募締切までに、以下の提出先申請Webサイトに必要事項を入力し、送信ください。

第七回公募の公募開始について> 5. 公募書類等>申請書類提出フォーム

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-7th>

- 電子ファイル化が困難な場合には、ジェトロに電話・メールでのご相談をいただけますようお願いいたします。
- 資料に不備がある場合や締切を過ぎて提出された資料は審査の対象となりませんので、本要領等をご熟読の上で注意してご記入いただくとともに、時間的余裕を持ってご送付いただけますようお願いいたします。

「提出書類一覧表」

	申請書類	様式第	必須書類
<input type="checkbox"/>	1.補助金交付申請書	様式第1	★
<input type="checkbox"/>	2.事業提案概要 ※ 上記リンクサイトから入力フォームに必要事項を入力すること。	様式第1（別紙1）	★
	3. 事業提案に関する詳細資料 ※ 下記の書類を添付提出のこと。		
<input type="checkbox"/>	(1) 事業計画書（実施体制図、スケジュール、収支計画、導入予定の設備の内容、生産品目の説明などを含む。）	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(2) 事業経費概算書	様式第1（別紙2）	★
<input type="checkbox"/>	(3) 海外生産割合の算出について	様式第1（別紙3）	★
<input type="checkbox"/>	(4) 一国への集中度の算出について	様式第1（別紙4）	★
<input type="checkbox"/>	(5) 自社グループにおける生産拠点の集中度及び多元化的効果	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(6) 申請者（・協働者）、事業実施法人概要の会社概要（※ 既存のパンフレット等の資料で可。なお、役員等一覧が含まれていない場合は、添付すること。）	様式自由	★
<input type="checkbox"/>	(7) 補助申請者の直近3年の決算報告書と財務諸表 ※ 単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。なお、設立後3年未満の場合は、提出可能な年のものを提出し、併せて銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前のもの）を提出。	様式自由	★

□	(8) その他参考資料(他社製品等を含む国際的な生産拠点の集中度や多元化の効果等に関するデータ、生産品目の重要性、サプライチェーンの途絶によるリスク、波及効果・展開可能性、現地国での産業高度化等の副次効果についての説明資料等)	様式自由	任意
---	---	------	----

※申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください（補助金交付希望額等が書類間で一致しない場合は低い方を採用します）。

※申請後から採択発表までに、申請書類に記載された計画等に変更がある又はあった場合には、ジエトロに申し出てください。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続き及び執行のために利用します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また応募書類はご返却いたしませんのでご留意ください。応募書類は上記以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除き原則として情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみをご記載ください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります(本「公募要領」7.補助交付契約者の義務(1) 参照)。

※応募書類の受領後、必要に応じてジエトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジエトロから連絡することがあります。

提出先
日本貿易振興機構(ジエトロ) 海外サプライチェーン多元化支援事業支援事務局 担当:中本、竹内 お問い合わせ:専用フォーム (https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bda/sc-contact) Email: scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410 (9時~12時、13時~17時。土曜日曜日を除く。)

■質問の受付■

本事業に関する問い合わせについては、上記専用フォームからお問い合わせください。フォームへのアクセスができない場合は、問い合わせ先メールアドレス(scs@jetro.go.jp)に、企業名および氏名を明記の上、お問い合わせください。なお、質問は、公募日から2023年4月7日(金)まで受け付けます。その後にご連絡いただいた場合、ご回答が公募締切に間に合わない場合がありますので予めご容赦願います。

(3) 審査結果の通知・公表

- 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果をジエトロから通知します。
- 採択された案件は、企業名、法人番号、企業規模、事業実施国、製造製品、部品など事業概要を日本語、英語でホームページ等にて公表します。
- 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。

(4) 採択後の手続

- ・採択後、ジェトロは申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、補助申請者から宣誓書提出を受け付け、交付契約通知を発出することにより補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、採択決定時と比較し、補助対象経費を減額する場合（補助対象外経費を含んで申請した場合や補助対象経費の金額の妥当性に疑義がある場合など）がありますので予めご了承ください。
- ・補助交付契約者は、事業完了後、補助事業実績報告書を提出し、補助金確定通知書を受領後、補助金の請求手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします。）。この際、受給できる補助金額が減額となる場合がありますので、予めご了承ください。
- ・補助交付契約者は、原則、事業実施場所を変更することは、認められません。
- ・採択者においては、特別な理由がない限り、原則、申請時の計画どおりの内容で交付契約手続き及び事業を実施していただく必要がありますのでご注意ください。
- ・申請後から採択発表までに、申請書類に記載された計画等に変更がある又はあった場合には、早急にジェトロに申し出てください。
- ・補助対象経費は、補助交付契約通知の日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、補助交付契約通知の日より前に発生した経費は、補助対象経費の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定（リース会社を利用する場合はリース会社が設備取得する際も同様。）にあたって、価格の妥当性を証明できる見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上のものについては、原則、2社以上から同一条件（仕様書等）による見積書を取得することが必要となります。詳しくは後述の6. 補助対象経費（2）③をご参照下さい。
- ・設備取得においてリース会社を利用する場合は、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を、交付契約通知書受領時から事業実施期限までの間に、確認させていただきます。なお、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。

(5) その他

- ・独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェトロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェトロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の三分の一以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。
- ・今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関する調査をお願いすることがあります。

6. 補助対象経費

- 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- 補助対象経費は、補助交付契約通知の日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

(1) 補助対象経費の区分

経費区分	経費項目
事業費 原則として海外の事業実施法人で資産計上される経費（※）	<p>1. 機械装置等製作・購入費</p> <ul style="list-style-type: none">製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費 <p>2. 改造費※</p> <ul style="list-style-type: none">機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 <p>※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外</p> <p>3. 土木・建築工事費</p> <ul style="list-style-type: none">製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費

（※）補助交付契約者と事業実施法人間に限り、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を締結した上で、海外子会社に貸与することも可能ですが。ただし、海外子会社への貸与価格が市場価格から乖離している場合など、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がありますので、ご注意ください。

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

① 以下の経費は、補助対象になりません。

- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 収入印紙
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金事業計画書・申請書・報告書等のジェトロに提出する書類作成・送付に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、フォークリフトや台車などの輸送設備、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く。）
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

- ② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前にジェトロに相談ください。）
- ③ 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始いただけます（申請時の見積書の提出は不要）。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。また理由書には必ず価格の妥当性について証明頂く必要があります。価格の妥当性を証明する書類として認められる可能性のあるものとして、価格記載のあるカタログ、調達メーカーが作成した定価証明、過去に同製品を購入した際の支払関連資料などがあります。それらがない場合は随意契約の対象として認められませんので、予めご留意ください。
- ④ 補助金交付希望額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、委託先等にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前にジェトロの承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還となる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業の終了後3年間、フォローアップ事項に基づく調査※に協力をしなければなりません。
※ フォローアップ事項の詳細については、3. 中の＜フォローアップ事項＞部分を参照ください。
- (4) 取得財産のうち、単価50万円（税抜）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限期間（事業実施期間及び事業終了後3年間）の間、的確に管理しなければなりません。
- (5) 当該処分制限財産等については、上記財産処分制限期間内に処分（①補助金の交付の目的に沿わない使用、譲渡、交換又は貸付、②担保に供する処分又は廃棄等）しようとするときは、事前にジェトロにその承認を受けなければなりません。また、上記財産処分制限期間内に当該処分制限財産を処分する場合は、時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金をAMEICC事務局に返納しなければなりません。また、財産処分制限期間を越えても、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (6) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。
※ 補助交付契約者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (7) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- (8) 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェトロから要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、ジェトロに提出しなければなりません。
- (9) 本事業の進捗状況確認のため、ジェトロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院やジェトロ等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (10) 本事業を実施することにより発生した知的財産権は補助交付契約者に帰属します。補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (11) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、原則、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (12) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (13) 補助交付契約者には、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたします。
- (14) 本事業の実施に際し補助交付契約者は、海外に渡航する場合及び渡航中においては「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にはジェトロ（ジェトロの海外現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めるものとします。また、新型コロナウィルス感染拡大等の事情により、ジェトロの判断において海外渡航の中止又は延期を勧告する場合があります。その際に生じた経費については補助の対象外となりますので予めご留意下さい。

8. 審査基準

提出書類は3. 補助事業の概要に記載の補助事業の要件を満たしているかを事務局で確認の上、採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、補助対象経費が15億円を超える申請など必要に応じて別途ヒアリング等を実施する場合があります。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

【審査基準】

＜必須項目＞

- ①－1 申請企業・団体の適格性
 - ・事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか。
- ①－2 申請内容の十分性・明確性
 - ・提出書類が揃っているか。
 - ・提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか。
- ①－3 事業内容の適格性
 - ・補助事業の目的、補助要件に合致しているか。
 - ・対象製品全体の多元化の方向性に合っているか。
 - ・多元化の取組が日・ASEANサプライチェーンの強靭化に繋がっているか。
- ①－4 海外生産割合・一国への集中度の要件の適格性
 - ・海外生産割合が50%以上であり、かつ一国への集中度が15%以上であること。またこれらについて、客観的なデータ等で確認できるか。

<基礎要件審査項目>

- ②－1 補助事業の実施体制
 - ・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
 - ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
- ②－2 財務の健全性
 - ・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
 - ・資金調達の目処が立っているか。企業規模に鑑み過大投資でないか。
- ②－3 補助事業の実現可能性
 - ・補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題や対応策、スケジュール等が明確に設定されているか。
- ②－4 対象製品の妥当性
 - ・サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品や国民が健康な生活を営む上で重要な製品等であるか。

<事業内容審査項目>

- ③－1 事業対象製品・部素材のサプライチェーン上の重要性
 - ・事業対象となる製品・部素材の海外生産割合及び一国への集中度が高いか。これらについて、定量的なデータにより根拠が示されているか。
- ③－2 多元化の効果
 - ・補助事業により生産する製品・部素材について、製品全体で見た場合、また、補助事業を実施する企業の生産全体で見た場合の多元化の程度が高いか。
- ③－3 日ASEANサプライチェーン強靭化への効果
 - ・事業対象となる製品・部素材が、本事業の実現により、緊急時に日ASEANの経済・社会に与える影響を低減するものであるなどを含め、日ASEANサプライチェーン強靭化に効果があるものか。
- ③－4 波及効果・展開可能性
 - ・川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか。また、幅広い産業のサプライチェーン強化に資する事業であるか。
 - ・医療物資については、感染症対策に重要なものであり、かつ、日本国内において需給が逼迫しているものであるか。
- ③－5 現地国での産業高度化等の副次効果
 - ・事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化その他産業発展に資する等、副次的な効果が見込まれるか。

<補助率調整指数について>

- ・以下のア、イ等の項目を総合評価し、A : 100%、B : 80%、C : 60%、D : 40%、E : 20% の5段階の補助率調整指数を決定します。
※ 企業規模ごと（大企業、中小企業）の補助対象経費別の補助率に、上記の補助率調整指数を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて最終的な補助率を決定します。
ア. 日ASEANサプライチェーン強靭化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備の新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
イ. 事業対象となる製品・部素材が、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるものであるかどうか、または、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか。

以上